

認定農業者制度

認定農業者制度とは？

他産業並みの生涯所得、年間労働時間(休日を設定するなど)をめざし、効率的かつ安定的な農業経営をしようと、**経営改善に取り組む意欲と能力ある農業者さんが作成する「農業経営改善計画書」**を市町村が認定し、その計画達成に向けた取り組みを関係機関・団体が支援する制度です。

認定農業者になると

国による、交付金・補助金・税制・金融・年金等、**様々な支援措置**が数多く準備されています。

(詳しくは、農林水産省の支援策をご覧ください。<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu2/02.pdf>)

認定の対象者は？

性別…………… 問いません。また、経営に参加している家族も、経営主とともに認定の対象となります。

年齢…………… 一律の年齢制限は設けてありません。

専業・兼業別…………… 問いません。新規に就農しようとする方も対象者です。

営農類型…………… 土地利用型農業はもちろん、農地を持たない畜産経営や施設園芸なども認定の対象になります。

経営規模等…………… 経営規模や所得が小さくても、一定の収入が得られる農業経営を目指す場合は、認定の対象になります。

法人経営…………… 農業経営を営む法人であれば、農業生産法人であるなしに関わらず、認定の対象となります。集落営農についても法人化すれば、認定の対象となります。

認定農業者になるには……

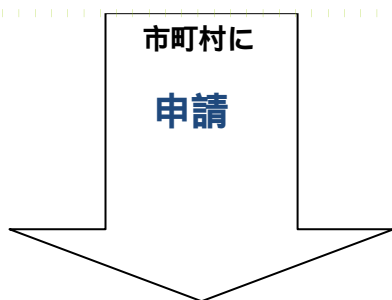
農業者本人が

農業計画改善計画

(5年後の目標と、その達成に向けた取組内容を記載) **を作成します。**

農業経営改善計画の書き方に当たっては、地域担い手育成総合支援協議会等の**関係機関**(市町村、農業委員会、農業改良普及センター等)が**サポート**します。

申請方法及び、様式については、市町村へお尋ね下さい。

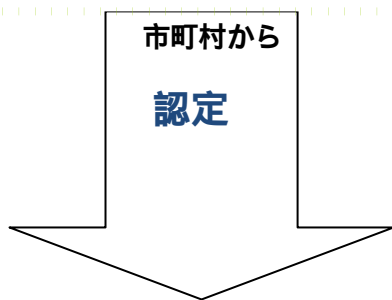


市町村では、

農業経営改善計画の内容が、
市町村基本構想に照らして適しているか
農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
達成できる計画か、

を基準に審査されます。

基準を満たす農業経営改善計画であると認められると、市町村から認定証が交付されます。



認定書の交付

認定期間は5年。 再認定には同様の手続きが必要です。

